

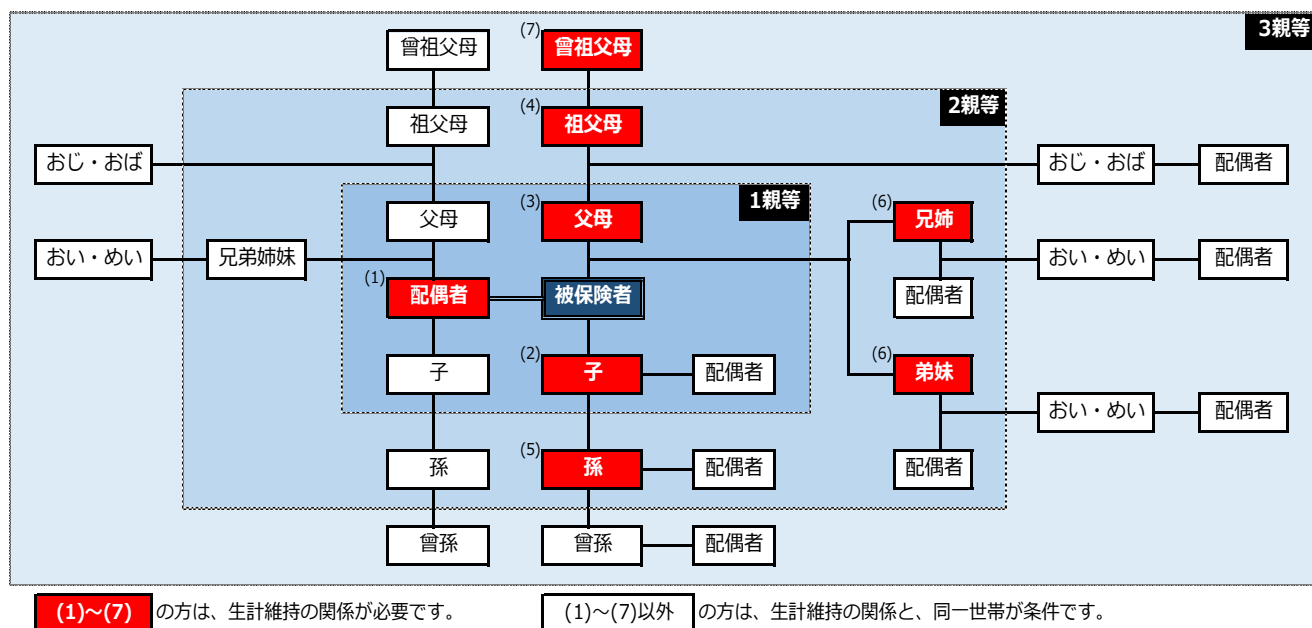
健康保険制度の改正について（お知らせ）

健康保険法等の一部が改正され、平成28年10月1日から施行されます。

《 兄弟の被扶養者認定における同居要件の撤廃 》

被保険者の兄弟を被扶養者と認定する要件について、被保険者との同居要件を撤廃し生計維持要件のみとなります。

● 被扶養者の範囲（3親等内の親族） ●



《 短時間労働者の健康保険等の被保険者資格の適用について 》

(1) 短時間労働者の健康保険等の被保険者資格の取得基準について

1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数が、同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数の4分の3以上（以下「4分の3基準」という。）である方を被保険者として取扱うこととなります。

(2) 短時間労働者の適用拡大

4分の3基準を満たさない方で、次の①から⑤までの5つの要件全てに該当される方は健康保険等の被保険者となります。

- ① 1週間の所定労働日数が20時間以上であること。
- ② 同一の事業所に継続して1年以上使用されることが見込まれること。
- ③ 報酬（最低賃金法で賃金に算入しないものに相当するものを除く。）の月額が8万8千円以上であること。
- ④ 学生でないこと。
- ⑤ 特定適用事業所（厚生年金保険の被保険者が常時501人以上の事業所）に使用されていること。